

農地法第4条届出 農業委員会事務局

手続き名称 農地法第4条届出
様式名 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書
内容説明 富山市内の市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定）内にある自己所有農地を、農地以外にする場合に、農業委員会に届け出るものです。
受付期間 月～金 8:30～17:15
受付窓口 富山市農業委員会
問い合わせ先 富山市農業委員会事務局 電話番号：076-443-2129

備考(1)届出書記載事項

- [1]届出者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）
- [2]土地の所在、地番、地目、面積、土地の所有者及び耕作者の氏名、住所
- [3]転用計画（転用の目的、転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要）
- [4]転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

(2)添付書類

- [1]届出に係る土地の登記事項証明書（原本で全部事項証明書に限る）
※土地の登記事項証明書の記載に係る所有者の住所が、届出者の住所と異なる場合、「戸籍の附票」を添付願います。
- [2]位置図（住宅地図の写し可）
- [3]公図（写し可）
- [4]住民票（届出者が富山市外に住所を有する場合）
- [5]法人登記簿謄本（原本に限る）
- [6]届出に係る農地が、区画整理区域内にある場合は、施行団体の仮換地証明
- [7]届出に係る農地が、賃貸借の目的となっている場合は、農地法第18条の解約通知書写（使用貸借もこれに準ずる）
- [8]①1000㎡以上で開発許可が必要なものは、開発許可申請書・許可書写
②墓地経営許可が必要なものは、墓地経営許可申請書・許可書写
- [9]施設計画図・平面図（1,000㎡以上）
※[8]の①に該当する場合
開発許可申請における図面と同じものを添付願います。
- [10]委任状（代理人が申請等をする場合）

※届出に係る農地に、届出者以外の抵当権・地役権が設定、または所有権移転請求権保全の仮登記が付されている場合、関係権利者が同意した旨を届出書の「5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄に記載願います。

- (3)用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。ただし、土地の登記事項証明書、法人登記簿謄本、公図は除きます。

根拠規定 農地法、同法施行令、施行規則
提出部数 1部

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

(宛先) 富山市農業委員会会長

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1. 届出者の住所等	住 所								
2. 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
					m ²				
	計	m ² (田 m ² 畑 m ²)							
3. 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
転用目的に係る事業又は施設の概要									
4. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									
記載要領	1 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。 2 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。								